

中国の倒産手続における保証の従属性原則の教義的解釈について

楊立 (Yang Li) 、于志明 (Yu Zhiming) *

要旨：保証の従属性原則は、保証制度が担保機能を発揮する基礎であり、原則として倒産法においても維持されるべきであって、任意に変更されてはならない。但し、法律上の規定自体が自明でないことにより、従属性原則は、適用範囲と適用期間の外延において語義上の曖昧さが存在している。特に、倒産手続は、期限の利益喪失、利息の計上停止などの法的效果をもたらすため、保証制度について硬直的に従属性原則に固執し続ければ、保証人の責任が加重され、保証人の利益を損なうことになる。教義的な法の基本的な枠組みを結合して、「中華人民共和国民法典」を基礎として構築された保証制度体系から見ると、わが国の保証制度の核心は従属性原則を維持することにある。一部の規定は、語義的には従属性原則を変更しているように見えるが、現行法を踏まえつつ、従属性原則について保証制度の体系とも整合する修正的な法解釈を行うことができる。すなわち、従属性原則が確立する前提としては、債権成立時点で保証人が期待できる範囲内である必要があり、その後に債権の状態が変更された場合、従属性原則の前提が変更されるため、保証の従属性は、保証人の責任を加重しない範囲に限定されるべきである（「保証人の責任を加重しない従属性原則」）。法体系の調和性と統一性を確保するために、倒産手続における保証の従属性原則も、上記の体系化原則をもとに構築されるべきである。保証の従属性原則は、全体的な保証制度の下で保証人の責任を加重しない従属性原則に合致するように、体系化の枠組みの下で、従属性原則に対して修正的な法改正を行うべきである。具体的にいえば、倒産債権が期限の利益を喪失して満期になった場合でも、保証人が期待できる期限の利益を保護する必要があるため、保証債権がそれに伴って期限の利益を喪失して満期になることはない。また、倒産時に主たる債権の利息の計上が停止されるとの規定については、保証人の利益の観点から従属性原則を維持すべきであり、保証債権についても利息の計上停止が適用される。さらに、保証人による求償権の行使について、保証人は、その保証責任の範囲内にある債務について特定の債権者が保証人から完全な弁済を受けたことを立証しさえすれば、当該特定の債権者がその他の債権

* 楊立（法学博士、北京市君合法律事務所パートナー）、于志明（中国政法大学博士大学院生）。翻訳：席修挙（早稲田大学法学研究科博士課程）

を有するか否か、又は保証人が保証債務を負うその他の債権者が完全な弁済を受けたか否かを問わず、保証人は手続において求償権を行使することができる。

キーワード：従属性原則 保証債権 求償権

一、我が国の保証責任制度の体系化原則の定義

(一) 保証責任の従属性原則

「中華人民共和国民法典」（以下「民法」という）第13章の保証契約を中心とする法文は、我が国の保証責任制度体系の現行法の基礎を構成している。概念法学の範疇の下で、保証の従属性原則は、保証制度体系の全体を貫く重要な原則である。例えば、民法第682条は、保証契約は主たる債権債務に係る契約の従たる契約であると位置づけられることを明確に規定し、第684条は、保証契約の内容として主たる債権の種類、金額等が含まれることを明らかにしている。更に、第691条、692条などは、いずれも従たる契約が主たる契約に従属する基本原則を明確にしている。従属性に関する規定が多く存在するほか、民法第681条にも、保証契約の目的は、債務者が期限の到来した債務を履行しない場合又は当事者の約定した事由が発生した場合に、保証人が代行して債務を履行し、又は責任を負うことを保証することであると明確に規定されている。その本質は、主たる債権が十分に履行されることを保証することにあり、目的論的解釈の方法によって、保証契約の従属性原則をより明確にすることができる。

保証制度に関する現行法の文言を解釈し抽出される保証の従属性の特徴は、保証制度の体系化・構築の基礎となる。我が国の現行の保証制度からすれば、保証責任は、その発生、範囲、責任の程度、効力、処分、消滅及び求償権の行使のいずれも従属性の基本原則に合致しなければならず¹、これも保証制度の概念の体系化・構築の基礎となる。

(二) 保証人の責任を加重しない従属性原則

保証の従属性原則の体系化を明確にした上で、民法第686条は、保証方式が不明確である場合には一般保証であると認定することを明確にしており、第695条は、保証人の書面による同意を得ずに、債権者及び債務者が主たる債権債務を協議により変更した場合に、債務が

¹ 高聖平「民法典保証従属性規則の適用とその限度」 「J」法学2020(07) : 4.

軽減されたときには、保証人は軽減された範囲で保証責任を負う一方で、債務が加重されたときには、保証人は加重された部分について保証責任を負わないことを明らかにしている。また、第692条、第696条などは保証人の期限の利益、従属性に基づく利益を保護している。

文理解釈からすれば、第695条は、保証の従属性原則を変更しているように見えるが、目的論的解釈と結合すれば、第695条は、契約成立の時点での保証人の期待できる範囲内の従属性を維持し、保証人を保護するという価値判断を強化することを目的とする²。一方で、契約の動態的变化が保証人の期待できる範囲を超える従属性をもたらす場合には、保証の従属性原則が当てはまらない。また、民法第686条もその改正の沿革を遡ると、元々、保証方式に関する約定が不明確な場合には、連帯保証であると認定するとされていたが、現行規定においては、かかる場合には、一般保証であると認定するという形で発展しており、沿革を踏まえた解釈の観点からも、上記の結論がよりよく裏付けられる。

以上を踏まえた上で、法解釈の観点からすれば、現在の法文は、保証の従属性原則を変更しているように見えるが、筆者は保証の従属性原則に対して修正的な解釈を行うべきであると考えられる。すなわち、保証の従属性原則は、債権が成立した時点における保証人が期待できる範囲内の従属性に基づくものであり、債権が成立した後の従属性は、保証人の責任を加重しないことを基礎とする必要がある。仮に保証人の責任を加重すると、このような従属性原則の基礎に適合せず、従属性が当てはまらない結果になるからである。。保証の従属性は、成立の時系列から観察するわけではなく、保証債権と主たる債権との関係から見るべきであり、根保証制度は、当該立論展開を最も良く裏付けていると主張する国内の学者がいる³。但し、根保証について、保証が成立した時点で保証の範囲は確定されていないが、保証人の債権成立時点において予期される保証責任を確定することができる。すなわち、保証人は一定の金額を超えない範囲内の債権について保証責任を負う。当該文脈では、根保証制度と保証人の責任を加重しない従属性原則とは矛盾しないと筆者は考えている。

以上のように、我が国の保証制度の体系化構築において、保証の従属性原則を維持するほか、保証人の責任を加重しない体系化の考えを強化すべきである。

(三) 倒産法における保証責任の体系化原則

法律の教義的な体系の下で、現行の保証制度に関する法律の解釈は、保証制度を体系化す

² 曹明哲、「民法典保証制度司法解釈」の保証従属性への貫徹と適用[J] 法律适用2021(09) : 83.

³ 高聖平「民法典保証従属性規則の適用とその限度」[J] 法学2020(07) : 6.

る基礎となる。保証制度の体系化・構築においては、統一法の異なる条文の間、異なる法律の間、法律と司法解釈との間の調和を実現するように努めるべきである⁴。倒産手続において、債権者、債務者及び利益関係者の間の利益のバランスを取り、社会公共の利益を保護することは倒産法自体が志向する価値である。かかる倒産手続の基本的な価値を維持すると同時に、法律を統一的に適用できるように、保証責任の体系化の統一を可能な限り実現する必要がある。そのため、倒産法の基本理念に反しないと同時に、保証責任を加重しない従属性原則という上位概念で、倒産法における保証人の責任の規定を規律し、保証制度の統一的かつ調和的な適用を図るべきと考えられる。

二、倒産手続が保証責任に与える影響

債務者が倒産手続に入った後に、我が国の倒産法制度の関連規定に基づき、差止めや執行中止など一連の法的効果が生じる。その規定の一部は主たる債権に直接影響し、従属性という特徴を有する保証債権としても影響を受ける。保証債権が主債権への影響に伴って調整されるか否か、及び、どのように調整されるかは、倒産手続における保証責任の従属性の範囲を確立する鍵になる。

(一) 債権の期限の利益喪失が保証債権に与える影響

保証債権は時間上の従属性がある。民法の規定により⁵、保証期間は原則として、主たる債務の履行期間より早くなることはなく、約定がない場合には、主たる債務の履行期間の満了日より起算して6か月間とする。すなわち、主たる債務の履行期限が満了する前に、債権者が保証人に対して保証責任の履行を求める権利はなく、履行の時期という観点から、保証債権について従属性の特徴を有している。

「中華人民共和国企業倒産法」（「企業倒産法」）の規定によると、倒産申立の受理によ

⁴ 車浩　法教義学と体系解釈[J]　中国法律評論 2022(04):103-119

⁵ 民法第692条は、「保証期間は、保証人が保証責任を負うことを確定する期間であり、中止、中断及び延長は発生しない。　債権者と保証人は、保証期間を約定することができる。但し、約定された保証期間が主たる債務の履行期限より早め、又は主債務の履行期限と同時に満了した場合、約定していないものと見なす。約定せず又は約定が不明確である場合、保証期間は主たる債務の履行期限が満了した日より6か月とする。　債権者と債務者が主たる債務の履行期限について約定せず又は約定が不明確である場合には、保証期間は、債権者が債務者に対し債務の履行を請求した猶予期間の満了日より起算する。」と規定している。

り、弁済期限が到来していない債権について期限の利益が失われる法的効果が生じる。主たる債権について期限の利益が失われた後に、時間上の従属性がある保証債権の保証期限もそれに伴い期限の利益が失われる。「最高人民法院による「中華人民共和国民法典」の担保制度の適用に関する解釈」（「新担保制度解釈」）第23条も、ある債権の期限の利益が失われた後に、債権者は債権届出と保証人に対する保証責任の請求を同時に行うことができるという「並行説」を採用し、当該観点も承認している⁶。他方で、それ以前に公表された「最高人民法院による「中華人民共和国担保法」の適用に係る若干問題に関する解釈」第44条では、債権者が保証人に保証責任の履行を要求する場合には、倒産手続の完了後の6か月以内に提出しなければならないと明確に規定される。保証人に対する期限の利益の保護について、上記2種類の司法解釈という見解の対立が存在している。

倒産法の視点から見れば、債権の期限の利益が失われることは債権者の利益を十分に保護し、債務に係る問題を一括して解決するという目的を実現することができるが、保証人にとっては、債権の期限の利益が失われることは、時間上の従属性がある保証債権に対して悪影響を及ぼすこととなる。すなわち、保証人が前倒しに保証責任を負い、保証人の期限の利益が失われることになる。保証債権について、債権の期限の利益喪失という効果が生じるか否かを明確にする必要がある。

（二）倒産時における利息の計上停止の保証債権に与える影響

保証債権は範囲上の従属性を有する。企業倒産法は、倒産時の利息の計上停止を明確にしている。すなわち、倒産債権について倒産申立が受理された日より利息の計上が停止される。保証債権についても、従属性原則に基づき、倒産申立の受理日より利息の計上を停止すべきである。但し、立法目的からすれば、倒産申立の受理日より利息の計上を停止することは債権額を確定するための技術的手段であり、債権が相応する弁済を受けたことを理由として利息の計上が停止されるわけではないと考える学者がいる。かかる考え方によれば、保証人が倒産手続に入っていない場合には、保証人の保証責任に係る利息の計上は、契約の約定に基づくべきであり、倒産法上の利息の計上停止の影響を受けるべきではないと主張されることになる。米国、ドイツ及び日本など劣後債権がある多くの国では、保証債権に対する利息は通常、継続的に計上されるが劣後的に弁済されるという立法モデルを採用しているが、わが国の現行法の枠組みの下では、劣後債権という制度設計は存在していない。このような状況下では、保証の従属性原則が変更され、保証人がリスク負担をすることには正当性があり、

⁶ 郁琳、吳栄光「破産法に関するいくつかの担保問題について」[J].法律适用,2021(09) : 12.

債務弁済の効率性を高めることができると指摘する学者がいる⁷。しかし、現在の新担保制度解釈第22条は、債務者が倒産した場合に、保証債権についても法院が債務者の倒産申立を受理した日より利息の計上を停止する原則を明確にしており、保証債権の範囲は、倒産法上の利息の計上停止の影響を受けることになる。

(三) 倒産手続が保証人の求償権に与える影響

民法は、保証人の適法な利益を保護するために、保証人の求償権、求償権の行使を保証するために債務者等が提供する担保など一連の規定を設けている。民法に規定される保証人の求償権を例に取ると、保証人が保証責任を履行した後に、保証責任を履行した部分について債務者に求償することができる。これにより、最終的に期限の到来した債務を弁済できない責任を債務者に転嫁することができる。自己責任の観点から見れば、当該制度の設計は、債権者の権利行使の利便性と、保証人と債務者との間の合理的な責任分担に配慮したものである。但し、倒産手続において債務者が既に債務超過に陥り、限られたリソースをどのように分配するかは、倒産手続において解決すべき重要な問題である。保証人は、保証責任を履行した後に、民法の規定に基づき債務者に求償し、債務弁済リソースの一部を取得することができるか。新担保制度解釈第23条第2項は、「保証人が債権者の全ての債権を弁済した場合に限り、倒産手続において債権者の代わりに弁済を受けることができ、債権者の債権が完全に弁済されるまでは、保証人は債権を届け出ることができない」という点を明確にしている⁸。

仮に、債務者Aの債務弁済リソースを9、債権者Bの債権額を30とし、保証人Cが当該債権のうち10を保証し、倒産手続が完了する前にBに対して10の保証責任を履行したとする。かかる場合、民法の保証人に関する求償権の規定によれば、CはAに対して10の債権を主張することができ、Bは債権の弁済を受けた分を差し引いた上で、Aに対して20の債権を主張することができる。債権の性質が同様である場合、Bが得る弁済は16（CがBに10を弁済し、AはプロラタによりBに6を弁済する）、Cが求償権を行使して得る弁済は3となる。他方、同じ説例において、新担保制度解釈第23条の規定によると、CはBに対して10の保証責任を履行したが、Bが債権全額の弁済を受けていないため、Cは管財人に対して債権を届け出ることができない。そのため、BはAに対してなお30の債権を届け出、最終的にBの得る弁済数

⁷ 沈偉、呂啓民「倒産の停止規則の下で保証責任従属性の惑と疑解-兼議独立保証入典」[J].上海財經大学学報2020,22(01) : 123-136.

⁸ 郁琳、吳栄光「破産法に関するいくつかの担保問題について」[J].法律適用2021(09) : 16

は19（CがBに10を弁済し、AはBに9を弁済する）となる。以上の比較のとおり、異なる規定が適用されることにより、Bの得る弁済数はそれぞれ16、19となる。民法第700条によれば、保証人が保証責任を履行した後に、当事者に別段の約定がある場合を除き、その保証責任を負った範囲内において債務者に求償する権利を有し、債務者に対する債権者としての権利を享有する。但し、保証人は、求償権を行使する前提として、債権者の利益を損害してはならないとされている。上述の比較からすれば、Aが支払った債務弁済リソースはいずれも9であり、Bが16の弁済を受けたときに、3の債務弁済リソースが保証人Cに割り当てられ、また、Cが既にすべての保証責任を履行したことに鑑みて、BがCに対して履行請求する権利もないことが明らかである。結果から見ると、CはBの債務弁済リソースを直接に占めており、民法第700条に反しているように見える。なお、求償権の法的効果からすると、求償権行使の基礎は、債権者の弁済を受けることを保証する状況における債務者と保証人との間の責任配分である。一般保証であれ連帯保証であれ、保証人が求償権を行使する最終的な効果は、債務者が弁済できない部分について補充する責任を負うことである。債務者が倒産した場合、現在の倒産法の体系からすれば、債権者が先に債権を届出したり、保証人に保証責任を履行することを請求したりすることができ、あるいは、両者を並行して行うこともできるため、その前後関係によって法的効果に差が存在するべきではない。仮に、債権者が完全に弁済を受けない場合に、保証人は保証責任を履行した後に債権を届出すると、債権者に対する債務弁済リソースの一部を占めて、債権者が債権の届出を選択する、又は、保証人に保証責任を履行することを要求するという前後関係が異なる状況の下で、債権者が得る弁済額に差異が生じることになる。その点については、現在の新担保制度解釈の規定には合理性がある。

但し、上記の説例では、債務者Aにとって、対外的に認定された債権総額はいずれも30であり、それに相応する債務弁済リソースは固定されている。したがって、同一債権の下で保証人が求償権を行使することは、他の債権者の債務弁済リソースに不利な影響を与えない。このような状況の下で、同一の債権者が債務者に対して複数の債権を有する場合、又は複数の債権者が債務者に対して同一の債権を有する場合において、保証人がそのうちの一件の債権又は一人の債権者に対してのみ保証を提供したときに、当該債権者が有する債権が完全に弁済されない段階では、保証人が求償権を行使できないとすると、保証人が有する利益を減損する結果になる。上記の説例において、仮にBが享有する30の債権が、同一の基本契約の下でそれぞれ10と20の2件の債権であり、Cはそのうちの10の債権のみ保証していた場合に、Cが当該10に係る保証債務を完全に履行したとしても、新担保制度解釈によれば、Cはなお債権者の代わりに、Aの倒産手続において弁済を受けることができない。この場合、債権者

の利益保護と保証人の求償に係る利益の均衡点をどのように確定するかは、倒産法体系において生じた、保証制度に関する新しい問題でもある。

三、倒産手続における保証責任の教義的な解釈と修正

(一) 保証責任につき主債務の期限の利益喪失の影響を受けるべきでない

保証債権は時的な面で従属性原則を維持するが、同時に保証債権者も相応の期限の利益を享有する。すなわち、主たる契約が成立した時点で、保証債権者が保証責任を負う期間について合理的な期待を持ち、この期待の下で保証人は相応の保証責任を負う意思がある。

倒産手続における債権の期限の利益喪失により、債務者が負担する債務を一括して解決し、司法手続における効率性を高めることができる。この場合に、保証債権についても債権の期限の利益喪失が必要であるか。新担保制度解釈の規定によると、従属性原則の枠組みの下で、保証債権も期限の利益を喪失し、債権者は管財人に債権を届出したり、保証人に保証責任を履行することを要求したりすることができる。筆者は、ここで従属性原則に対して修正的な解釈を行うべきであると考えている。それは、従属性原則を硬直的に理解すると、少なくとも保証人に以下のようないい不利益が生じるからである。第一に、保証人の期限の利益が損なわれる。これは保証人に対して最も直接的な影響である。保証人は債務超過に陥っていない状況の下で、債務者倒産のため、受動的に保証債権の期限の利益を喪失することになり、保証人の予見可能性が損なわれる。第二に、実質的に保証人の責任を加重する。現在の法律の枠組みの下では、債務者も債権者も倒産手続において保証人に通知する義務はなく、特に債権者が全債権を届出していなかった場合、倒産手続中の間においてなお保証人に対して弁済を求めることができる。債権者のせいで保証人が求償権を行使できなかつたとしても、保証人は分配を受けられたはずの範囲内で保証責任の免除を受けることができるが、立証も比較的難しいといえる。債権者からすれば、倒産手続において権利の上に眠り、積極的に債権を主張しなかつたり、一部の債権のみを主張したりしてもなお保証人に求償することができる。最終的に、債権者の不作為に起因して、保証人が弁済責任又は举証責任を負うことになるため、明らかに保証人の利益が損なわれる。

体系化の枠組みの下では、保証責任の従属性原則は、動態的な変化において保証人の責任を加重しない従属性原則と理解されるべきである。倒産手続は主たる債権の期限の利益が喪失する効果を生じさせるが、法定事由であれ当事者の約定であれ、従属性原則に従うならば、受動的に保証人の期限利益が喪失することになる。しかし、保証人の責任を加重しない従属

性原則からすれば、期限未到来の主たる債権について期限の利益喪失した後においても、保証債権はかかる期限の利益喪失の影響を受けるべきではない。また、保証債権が長期的に不安定な状態に置かれることを防ぎ、司法資源を節約し、紛争解決及び効率化を図る観点から、債権者は倒産手続が完了した後に保証期間を計算し、6か月以内に保証人に保証責任を請求する権利を有することとすべきである。

債権者保護の観点から、特に連帯保証責任の下では、債権者が修正後の従属性原則の不利益な影響を受けるか。筆者は、債権者の利益はそれにより損失を受けるわけでないと考えている。その理由は、倒産手続が終結後に元の債権が満期になっていない場合には、保証人が法により期限の利益を享有すべきであり、また、債権者は倒産手続が終結し次第、権利を行使することができ、この場合すでに保証人に対して享有すべき利益を事前に行使したため、債権者の利益も損なわれないからである。弁済を受ける効果から見ると、連帯保証であれ一般保証であれ、保証人が求償権を行使した後に、いずれも債権者に対して負うのは債務者の弁済不能部分の補充責任である。保証債権の期限が到来しない場合に、債権者はすべての債権について債務者に届出することができ、弁済を受けなかった部分は実際に債務者が弁済できない部分であり、この場合に保証人が補充保証責任を負うことによって、債権者又は保証人の利益を毀損することはない。なお、保証債権は主たる債務の期限の利益喪失の影響を受けないため、債権者が倒産手続において債権を届出する必要があり、債権を速やかに届出しなかった場合には、保証人は、債権者が権利行使を怠ったことを理由に、債権者の倒産手続において弁済を受けられたはずの部分について免責を受けることができる。債務者にとっても、未履行債権の届出主体が比較的明確になり、債務者の債権調査の確実性が高まることになる。

民法第692条は、保証期間において約定が不明確な場合に、主たる債務の履行期限が満了した日より6か月であると明確にしている。体系的解釈の観点からすれば、主たる債務の履行期限が到来する場合、通常、債務者は債権者に対して一定の期間内に相応の債権を履行するよう求める。但し、倒産手続における債権の届出と実際の履行完了との間には一定の時間差が存在する。即ち、倒産手続における期限の利益喪失は、債権の届出時に債権を計算する基準日を設定するものにすぎず、即日直ちに債務が弁済されるわけではない。したがって、体系的解釈からすると、倒産手続における期限の利益喪失について、倒産財団の分配が完了し、更生計画の実行が実際に完了し、又は、倒産手続における和解協議の実行が完了した時点と理解されるのがより妥当であり、保証人の権利保護と体系化の統一を実現するのにより有益であると筆者は考えている。

したがって、法改正により、体系化のため、債務者が債務超過に陥った場合に、期限未到来の債権が期限の利益喪失する一方で、保証債権はそれに伴って期限の利益を喪失しないことを明確にすることにより、他人の過失で保証人が本来負うべきでない責任を加重して負ってはならないことを維持する必要がある⁹。倒産手続の完了後、保証債権についてなお期限未到来の場合には、債権者は、弁済されなかった部分について保証人に保証責任の履行を求める権利を有し、保証期間は倒産完了の日より6か月とし、債権者が債権を届出しなかったことによる損失について、保証人は債権者が弁済を受けられたはずの範囲内で免責されるべきである。

（二）倒産手続における利息の計上停止が保証債権にも適用される

我が国の現行の倒産法体系においては、法院が倒産手続の受理を裁定した日から債権の利息の計上が停止される。新担保制度解釈は、保証の従属性原則に従い、保証債権についても主たる債権と同様、利息の計上が停止される旨を明確にした。筆者は、修正的な保証の従属性原則の下で、保証人の責任を加重しないという視点から、主たる債務の利息の計上停止に伴い、保証債権についても利息の計上を停止すべきだと考えられる。民法は、債務者と債権者が保証人の書面による同意を得ずに債務を軽減すると約定した場合に、保証人が負う保証責任についても、同様に軽減されることを明確にしている。我が国の倒産制度における利息の計上停止は、法律に基づき債権者と債務者の間の債務を軽減するものであり、民法の規定と比較して、当事者の協議による軽減か、法定の軽減かという違いがあるのみであり、軽減の方式の違いによって、結論が異なるべきではない。このため、保証人の責任を加重しない従属性原則に厳格に準拠し、主たる債権について利息の計上が停止された場合、保証債権についても利息の計上停止が適用される。

（三）保証人求償権の整備

保証人の従属性原則は、新担保制度解釈第23条第2項による保証人の求償権を制限する基礎であり、債権者の債権が完全に弁済されない段階で、保証人は債権を届出することができない。但し、同項の「債権者の債権が完全に弁済されない段階で、保証人は債権者に代わって倒産手続において弁済を受けてはならない」との表現にはその語義に曖昧さがあるため、以下の通り複数の理解が存在している。すなわち、「債権者の債権が完全に弁済されない」という部分について、第一は、債権者のすべての債権が完全に弁済されていない、という意

⁹ 王欣新「倒産法司法解釈(三)」保証責任規定に関する評価[J] 法治研究 2020(04): 120.

味を表すという理解、第二に、保証人が自ら保証する範囲内で全ての保証責任を履行せず、一部の保証責任のみを履行した、という意味を表すという理解、第三に、債権者は保証がされている1件又は数件の債権それぞれについて完全に弁済を受けていない、という意味を表すという理解である。筆者は、第三の理解を採用するのが良いと考えている。その理由として、まず、第一の理解については、保証人は、必ずしも債権者のすべての債権のために保証責任を履行したわけではないという点を指摘できる。また、保証人が保証責任を負う債権が獲得できる債務弁済リソースは固定されており、債権者主体の変動によって他の債権者の利益に影響を及ぼすことはない。同様に、ある債権者において保証付の債権以外の債権を有する場合、保証人が保証責任を負う債権とは独立した債権とみなすことができ、保証人が保証責任を負う債権はすでに保証人によって完全に弁済されたのであれば、その他の債権は保証人の求償権の行使により損害を受けることはない。次に、第二の理解については、保証人は（例えは数件の中の1件のみ等）一部の保証責任のみを履行しており、債権者が保証責任の下で債権が完全に弁済されないまでに、保証人が保証責任の一部の債権について債権を届出することは、債権者の債務弁済リソースを占めることになり、具体的な状況はすでに前述の説例において説明した。そのため、合理的であるとは言えない。第三の理解は、債権者の利益保護と保証人の求償権の行使とのバランスを十分に考慮し、保証人が最終的に補充責任を負うという制度設計の趣旨、及び、債権者が完全に弁済を受けない前に保証人は求償できないとの理念に合致し、保証人が保証契約締結時に保証範囲の従属性原則を基に享受できる求償権の期待利益を考慮するものである。

具体的な実務上の観点から見れば、第三の理解の下では、保証人は、保証責任の範囲内における1件又は数件の債権について、そのうち、自己が保証責任を負うことを約定した1人又は1人以上の債権者がすべて弁済を受けたと立証できた場合に、求償権を行使することができる。このような理解の下で、可分債務又は基本契約の下で債権者が複数の債権を有する場合に、保証人が保証責任を負った後に、保証人が求償権を行使することができるかという問題を十分に解決できる。

四、結論

保証債権の従属性は保証制度の体系化の礎石である。但し、従属性に対する理解は債権成立時点と債権の後続変化の動態過程から総合的に考慮すべきであり、保証人の責任を加重しない従属性原則を確立し、これを基に相応の法律解釈、法改正を行い、法律の教義的な体系

化という目標を実現する。特に倒産手続において、倒産法の基本理念に準拠すると同時に、体系化された保証制度を接ぎ木することを通じて保証制度の機能を十分に発揮させる必要がある。保証債権が主たる債権の期限の利益喪失に影響されないことを明確にし、倒産手続における利息の計上停止と求償権の有効な行使等のルールを遵守することにより、その後の保証制度の構築において、当該方法論体系に準拠し、倒産法と関連法体系における保証制度の有機的な統一と調和を実現し、保証制度が融資コストを下げ、債権者のリスクを減らす等の方面における役割がよりよく発揮される。

以上